

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	77.9%
正規職員	78.1%
契約職員	102.3%

対象期間： 令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)

※契約職員には、1週間の所定労働時間が正規職員に比べて短い職員を含む。
但し、算出に当たっては、労働時間を基にした人員数の換算はしていない。

(差異についての補足説明)

雇用形態・職種・役職が同じであれば男女の賃金に差異は無いが、正規職員については、上位職に就く男性職員の割合が多いことで賃金の差異が生じていると考えられる。